

日時：平成29年4月24日（月曜日）15時00分～17時00分

場所：経済産業省別館3階312共用会議室

○山本委員長　それでは、皆様、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第19回を開催いたします。

皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進みます前に、今回の委員、オブザーバーの出欠状況等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　皆様、お忙しいところありがとうございます。

本日は、オブザーバーの西田様、消費者庁・佐藤課長がご欠席となっております。ご欠席の西田様の代理として、高橋様にご出席をいただいております。よろしく願いいたします。また、藤原委員はおくれてのご出席となります。オブザーバー・小塚様は途中でご退席の予定と伺っております。

なお、前回までと同様、本小委員会ではペーパーレスで実施をさせていただいておりますので、i P a dの動作不良等がございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局にお知らせいただきますようお願いいたします。

○山本委員長　それでは、討議に入ります。本日の議題は、報告書案についてとなっております。

まずは、事務局から本小委員会の報告書案につきまして30分ほどご説明の上、その後、皆様にご議論いただきたく存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　ありがとうございます。i P a dにも入れてございますが、資料の2ということでお手元に紙でも配付させていただいております。2月、3月、今回、3回分のご議論をまとめた報告書案ということでお配りをさせていただいております。

表題としては、クレジットカード取引及び今回ご議論いただきます前払式特定取引というのも追加させていただいた上で、健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けてという副題をつけさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、目次というところがございます。3章立てにしておりま

して、第1章で今回、法改正を受けまして、クレジットカード取引に関するテーマをまとめております。6つの課題ごとにそれぞれこれまでの割販小委でのご議論、あるいは法改正の内容といったものを1. で整理させていただいた上で、2. で今回のご提言ということで入れてございます。第2章ということで前払式取引、第3章でAPI連携ということで構成をさせていただいております。

2ページ目、「はじめに」のところでございますが、27年報告書、昨年28年の追補版の2つを受けての昨年12月の法改正ということで、一番下でございます今回、2月に再開をさせていただいたこちらの小委員会では、加えまして、改正法の施行に向けて、省令を見直す際に、あわせて現状の課題に対応するためのその他の課題ということも含めての方向性をお示しいただくということを書かせていただいております。

めくっていただいて、3ページ目以降ですが、お時間の関係もありますので、それぞれの課題の1. これまでの経緯というところにつきましては、基本的に割愛させていただきまして、主に2. の措置の方向性についてポイントをご説明させていただきます。

1つ目、セキュリティ対策についてでございます。こちらは、昨年の追補版でいただいたご提言を受けまして、法改正の中では加盟店に対してセキュリティ対策を義務づけたというものでございます。

4ページの下の段でございます2. の(2)からですけれども、現行法においては、イシューアとアクワイアラーに対しては、クレジットカード番号適切管理義務がかかっておりまして、その具体的な内容としては、省令の中で基本的には個人情報保護法並みの措置が規定されております。

加えて、5ページ目にありますように、漏洩が発生したときの不正使用防止は、個人情報保護法の措置に加えてということになっております。これに関しては、昨年の追補版でもご議論いただきましたように、カード番号に関しては、真ん中ぐらいにございます取引インフラとしてのクレジットカードの信用秩序の維持といったことで、個人の権利利益にとどまらない社会的法益も保護しているということに鑑みまして、今回、イシューアとアクワイアラーのセキュリティ対策の義務づけについても、個人情報保護法の措置にとどまらない対応を求めていくのが妥当ではないかということに触れさせていただいております。

性能規定という考え方を追補版でもお示しをいただいておりますけれども、具体的な手法は縛らない、柔軟な仕組みということについては、国会の中でも政府答弁でご説明をしているところでありまして、その際の事業者向けの実務上の指針ということで、セキュリ

ティ協議会が策定している実行計画に触れております。

6 ページでは、なぜこの実行計画を実務上の指針にする実質的な妥当性があるのかというところを少し説明してありまして、昨年の追補版でもマルチステークホルダー・プロセスという考え方をお示しいただいておりますけれども、こういった考え方に沿って、今回のセキュリティ協議会では消費者代表にも入っていただき、かつ実務レベルでの議論を集約する形で、行政も中立的な立場で参画をし、妥当性も維持している。あるいは、毎年見直ししていくということで、対抗措置の陳腐化を防ぐといった実行計画の仕組みが指針として適切であろうということを入れさせていただいております。

次、7 ページにまいります。2 つ目のテーマ、アクワイアラーの加盟店調査についてでございます。1. に書かせていただいております27年報告書、あるいは昨年の追補版で、アクワイアラーがゲートキーパーとして加盟店網の適性を担保していくという考え方のもとで、改正法では加盟店調査義務を課すということにさせていただいたところでございます。

2. 調査事項に関しましては、今後、省令で具体的に定めるということになっておりますけれども、1 つ、調査の対象について法律上、カード番号等の適切な管理に支障を及ぼすおそれについて調査をするということになっておりますが、このおそれにつきましては、国会審議の中で第三者が悪用する場合のみならず、加盟店自身が不当な手段でクレジットカード番号を取得するといった悪用するおそれも含まれるということで、こういった加盟店管理を通じての悪質な加盟店を加盟店調査を通じて排除していくということも説明されております。こういった考え方を踏まえて、必要な調査事項ということをご審議いただきました。

3 つに整理をしております。1 つ目は、加盟店を特定するための情報、所在地、法人番号、代表者ということで、特に代表者については、実質的な法人名が変わってもトレースできるようにということで、代表者に着目するというご意見をいただいております。

②は、悪質な取引に関する判断材料として、取扱商材、販売方法について。取扱商材については、適切なレベルというものに留意する必要があるということも入れております。

3 つ目がセキュリティ対策ということで、これらの調査事項は、入り口の契約締結時、あるいは、その後、平時において確認をしておくべき必要最低限のものであるということ。一方で、情報漏洩事故や苦情が発生した場合には、さらに詳細な調査事項ということで、こちらについては4 つ目の課題、第4 節で詳細を記載させていただいております。その旨、参照ということで書かせていただいております。

(2)の調査方法でございますが、めくっていただきまして9ページ、性能規定という考え方を確認した上で、先ほどのセキュリティ対策にもございましたように、標準的なやり方については、認定割賦販売協会において行政とも連携の上で、ガイドライン等によって示すべきと入れてございます。

また、平時と有事、事故発生時、あるいは苦情発生時と分けて書いておりますけれども、平時においては、例えば認定割賦販売協会の加盟店情報交換制度、JDMの仕組みを使った簡易な方法、一方で問題発生時においては、原因ですとか再発防止策といった、より深度のあるきめ細かな調査を行うという形で整理をしております。

10ページから第3節でございます。アクワイアラー等の登録ということで、今回の改正法では、アクワイアラーとPSPを分けずに、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者という形で定義をして、これを登録義務の主体ということにしております。

2.ですけれども、もう一回趣旨を振り返っております。アクワイアラー等が加盟店網のゲートキーパーとしての役割を果たし、適正な利用環境を維持するといった趣旨から、国会審議においても、クレジットカードの利用の承諾について、アクワイアラーであれ、PSPであれ、最終判断権限をもっている者が登録義務の主体となるという答弁をさせていただいているところでございます。

ですので、最後の段落でございますけれども、PSPがアクワイアラーの下請けとなっているような場合には、最終判断権限までないということで、登録を受ける必要はないが、一方で、完全に授權をされている場合には、登録の主体となるという、どちらの権限関係とするかは選択をすることができるということを11ページの上にかけて記載をまとめております。

(2)といたしまして、登録の対象となる締結事業者に求められる必要な体制ということで、そもそも登録事業者に加盟店調査を義務づけた趣旨が没却されないように、仮に加盟店調査の業務の一部を他に委託する場合には、しっかり委託先管理をしていただくということを体制整備の中で求めていくべきではないか。

「また」のところ、最後でございますが、後ほど出てまいります苦情情報の連携を適切に行うために、イシューから苦情情報の伝達を受ける体制も、締結事業者の必要な体制をご意見を踏まえ入れてございます。

12ページから4つ目、苦情情報の活用でございます。フロー図といたしまして、これは包括ですけれども、現行のイシューに対する苦情処理義務に関する省令上の流れを整理

してございます。

苦情処理義務に関する省令の規定に関して、今回、どこまでがイシューアードとしてのやるべきことで、もう一方で、アクワイアラーの加盟店調査との関係で再整理をしていくということを入れてございます。

14ページまで飛んでいただきまして、2. の措置の方向性でございます。先ほどフローをごらんいただいたように、現行の苦情処理義務の省令規定においては、イシューアードが苦情を受け付けたときに、まず原因究明をすると規定されてございますが、前回ご審議いただきましたように、最初のところでイシューアードがやっていることというのは、苦情の原因が加盟店の行為によるものなのか、イシューアード自身の行為によるものなのか、あるいは加盟店行為に関しても、特商法上の禁止行為に当たるような重大なものなのか、そうでないのかといったところの振り分けをするということが求められるものでございますので、これを原因究明と一般に呼ばれる行為とは少し異なるのではないかというご意見を前回いただきまして、最後の15ページ真ん中ですけれども、「したがって」のところでございます。こういった最初のところでイシューアードがやる判別を行う行為については、その後、アクワイアラーが加盟店調査として行う事実確認ですとか再発防止のための調査との関係も踏まえまして、適切な用語で表現するよう省令の規定を見直すべきであるとしております。

(2)がイシューアードからアクワイアラーに対する苦情の連携ということでございます。今回、法律上、苦情処理義務に関しては規定は変えてございませんが、一方で、アクワイアラーで加盟店調査義務が位置づけられたことに伴いまして、現行でイシューアードの苦情処理の一環で規定されているものについて、イシューアードとしてやるべきことなのか、アクワイアラーとしてやるべきことなのかを再整理すべきということをまず冒頭入れております。

消費者から寄せられた苦情が、先ほど申し上げたように、どの程度消費者利益の保護に欠ける行為に関するものであるか、特商法上の禁止行為に関するものであるかどうかということで、認定割賦販売協会の加盟店情報交換制度に登録するのか、アクワイアラーに直接伝達を行うべきなのかということを書いてございます。

最後のところ、アクワイアラーではイシューアードから受け取った苦情、あるいは加盟店情報交換制度からのフィードバックを端緒として、みずからの加盟店調査義務として事実確認、あるいは再発防止策といったことをより詳細な調査を行っていき、必要に応じて是正改善指導、あるいは契約の解除といったことを講ずべきであるということ。

16ページの上から2段目につきましては、苦情が重大な消費者利益の侵害に当たるよう

な不実告知といった場合には、アクワイアラーはその調査の結果をもう一度イシューアにフィードバックすることも求められるのではないかとこのことを入れております。

ここまでで一旦、イシューアが苦情を受け付けてから、アクワイアラーにおいて加盟店調査をし、必要な場合にイシューアに対して結果をフィードバックするという流れをイメージとして整理しております。

(3)は、マンスリークリア取引における苦情情報の活用ということで、こちらは27年報告書でもございますし、国会審議、あるいはそれを受けての附帯決議という中でも、マンスリークリア取引に関しても苦情情報を活用していくべきであるということが求められております。これに関しては、認定割賦販売協会の自主ルールに基づく業界の自主的な取り組みとして、マンスリーに関する苦情情報も加盟店情報交換制度、いわゆるJDMと呼ばれるデータベースへの登録を行われることが期待されるということを入れております。

また、こういったマンスリーに関するものであっても、特商法上の禁止行為に当たるようなものであれば、別途イシューアから直接アクワイアラーへの伝達を行うことも望ましいというご意見も入れてございます。

17ページでございます。書面交付に関して、昨年の追補版では、消費者にとってもとの書面交付義務の趣旨に鑑みて、どの段階でどの情報を誰から提供させるべきかというところをもう一回、カード発行時、あるいはカード利用時、イシューアと加盟店ということで再整理をすべきではないかといったご提言を受けていたところでございます。

これを受けまして、18ページの2.の措置の方向性でございますが、紙には入れてございませんが、別紙の3ということでタブレットにございます。第1回の割販小委でもお配りをさせていただいておりましたが、カード発行時のイシューアからの書面における記載事項、あるいはカード利用時のイシューアからの書面、カード利用時の加盟店からの今回、法改正で情報提供ということになっておりますけれども、この3段階について、現行の法令でそれぞれどういった記載項目が定められているかを整理したのが別紙3ということでございます。

真ん中の段にございますように。イシューアからのカード利用時の交付書面の記載事項に関しては、カード利用の都度、変化することがないものについては、原則カード発行時にお伝えしておけばいいだろう。ただし、イシューアの連絡先ですとか抗弁に関する事項というのは、重ねてカード利用時にも改めて消費者にお伝えするのが、権利行使を容易にするといった観点からも必要ではないかということをもとめております。

3段階目の加盟店からの情報提供事項ということに関しては、イシューからの利用明細と加盟店からのカード利用の控え、この2つを照合することによって、消費者において早期に不正利用が発見できるというようなことも期待されるので、照合する際に必要となる購入に関する特定するための情報という観点から、必要なものはどれかということで見直すべきとさせていただいております。

(2)といたしましては、今回法改正で書面交付義務から情報提供義務ということに改正させていただいております。加盟店からのカード利用時の消費者への情報提供につきまして、具体的な情報提供の手段については奨励事項ということになっておりますけれども、やはり記録保存の機能といったことを考えますと、口頭などでは不十分であり、例えば電子メールなどのようないわゆる電磁的方法に限るべきというようにまとめております。

(3)といたしましては、今回の法改正とは直接あれですけれども、カードを発行する際のイシューからの提供、交付書面において、法律上の用語を使うということが定められているところでございますが、この点に関しましては、わかりやすさと正確性を担保するというのを省令で求めた上で、具体的な記載方法については創意工夫を凝らすということにしてはどうか。ただし、用語がばらばらになると混乱にもつながるということもございますので、標準的な用語を認定割賦販売協会のガイドライン等によって示してはどうかということをもとめております。

20ページから第6節というところで、支払可能見込額調査でございます。こちらは、20年改正のときにどういった趣旨で導入されたかというのを1. で整理しております。真ん中に当時の報告書の抜粋がございますけれども、多重債務に陥る危険度という観点からは、商品の購入等に対して与信が行われるクレジット取引については、債務が累積する可能性は少ない。他方で、個品に関しては悪質な販売行為に利用される危険性が指摘されているということを受けまして、割賦購入あっせん業者に対しても、過剰与信防止のルール整備が必要であると。こういったことを受けまして、20年改正の中で支払可能見込額調査がクレジット業者に課せられたということでございます。

一方で、21ページにございますように、クレジット協会からもご説明いただいたように、実際、支払可能見込額調査の現場においては、幾つか問題事例が挙げられているということを入れてございます。例えば年収の合算特例というものについては、現行の規定では正式な婚姻関係、あるいは二親等内の親族に限られおり、例えば事実婚ですとかおじ、おばに扶養されている、さまざまな家族形態といった形には対応できていない。そういう人た

ちは与信を受けにくい状態になっているという問題ですとか、生活維持費を画一的に設定していることによって、22ページの上にありますように、家族構成について踏み込んだ調査を行う必要があり、時にそういったことが不満にもつながっているということを入れております。

2. からは措置の方向性についてでございます。もともとの多重債務者対策としての過剰与信防止の趣旨ということを踏まえますと、まず現行のような消費者の年収、あるいは預貯金から借入れ等の債務状況、加えて最低限度の生活を維持するための生活維持費をそれぞれ算定して、支払可能見込額を算定して、これを超えた与信をしないという基本的な考え方については、これを維持すべきであるとした上で、「一方で」のところでございます。先ほど申し上げたような特定の家族形態に着目した年収等の合算、あるいは生活維持費の算定について、一律に定めなければならない。例えば高目にみなすといったことも現行の規定ではできないということになっておりますけれども、こういった詳細な規定が画一的で硬直的な運用につながり、結果としてかえって消費者に対して過剰な負担、あるいはプライバシーの介入につながっているのではないかと。必ずしも合理的な規制の手段になっていないのではないかとということでございます。

23ページ、こうした詳細な規定に関しては、家族形態の多様化、プライバシーに対する意識、あるいはFinTechの活用といったことも踏まえて、前回ご意見いただきましたように、性能規定の考え方を参考にして、詳細な手続方法等については、特定しない規定とする方向で改正されるべきであると。その際には、他方で過剰与信防止の実効性を確保するというので、個社ごとの調査手法が妥当であるかをチェックするための一定の共通の指標として、過剰与信の結果生じる延滞の比率、延滞率という指標をチェックのために共通の指標として設けてはどうかということを入れてございます。

ここまでがクレジットでございます。

24ページ、第2章、前払式特定取引についても今回ご議論をいただいて、まとめております。こちら、冠婚葬祭互助会と友の会が前払式特定取引ということで、第1節、1.のところ業務面に関して、現状と課題としております。消費者相談は互助会が多いわけですが、8割近くが解約絡みということで、こういった現状を踏まえ、現行の規定を24ページから整理させていただいておりますが、25ページで現行省令では近年の消費者苦情等に鑑みて、十分対応できていないのではないかとということからご審議をいただいたところでございます。

措置の方向性についてでございますが、具体的には26ページの(2)をごらんください。幾つか改善命令事由について、契約締結時の適切な説明、あるいは解約権の保護、その他業務運営の適切性、大きくこの3つに分けて、必要な対応の当てはめをしているのがこちらでございます。

入り口の適切な説明といたしましては、不当な勧誘に対しての是正措置、もう1つは今後、ネット取引が互助会でも広がってくることを想定いたしまして、不当表示への対応、3つ目といたしまして、契約書の交付を確実に求めていくということ。②と③は今回対応するものがないので、④といたしまして、解約権の保護ということで、27ページ、解約ができないといわれたという消費者相談も多いですので、解約拒否、解約渋りといったことに対する是正措置、あるいはこういったことも含めての苦情相談への対応をしっかりとやっていただくということを省令上の改善命令事由として追加すべきではないか。最後、その他といたしましては、業務運営体制適正化の観点から、委託先管理や情報管理の体制整備も求められるようにしてはどうかということでございます。最後、解約手数料に関しては、業界における自主的な引き下げ努力が続けられることを期待するというところを入れさせていただいております。

28ページからが財務ということで、今回、1つ目、財務基準の1つである流動比率についての見直しについてお諮りしております。流動比率に関しましては、28ページの下にございますとおり、一般の企業会計原則においては、1年以内ルールということで、1年以内に期限が来るものを流動資産、あるいは流動負債と整理されているところでございますが、現行の割販法の省令におきましては、真ん中に表にしておりますところで、下線を引いている科目については、必ずしも1年以内とはいえないものが流動比率の計算の中で計上されている。対象項目になっているところを上げております。

29ページの2. のところ、措置の方向性についてでございます。流動比率については、先ほどのような一般の企業会計原則に整合的なものになるように、1年以内に期限を迎える流動資産、あるいは流動負債について、それ以外のものを落としていくという方向で、指標としての適正化を図ってはどうかという提言をまとめております。

(2)といたしまして、互助会、あるいは友の会、取次の形で行っていることが多くございますが、取次先の事業者、例えば友の会であれば、販売店といったところと財務的にも非常に密接な関係にあることが通例でございます。29ページの上の(2)にも書いてございますけれども、友の会事業者自身は法定の基準を満たしていても、親会社が破産して、

友の会も廃業するといったケースも実際ございますので、こういったことを受けて、29ページの一番下のところでございます。許可事業者単体のみではなくて、こういった連結先の対象会社についても、財務状況について報告徴収の対象にし、こういった破綻等による消費者被害の未然防止を図るということを実際に行えるようにすべきではないかということをもとめさせていただいております。

第2章まで、私から以上でございます。

○戸邊商取引・消費経済政策課長 第3章でございます。30ページでございますけれども、このところにつきましては、別途の検討会で具体的な検討を進めたいと思っております、ここでは大枠につきまして記載をさせていただいております。

まず、1.の(1)ですけれども、キャッシュレス化の進展ということで、今、進んでおりますし、今後も伸びるであろうということで、そういったキャッシュレス化の中でデータ利活用、特にカード利用者からみると、そういったデータに容易にアクセスして活用できるようになることで、日々の生活、あるいは企業からみれば利便性向上につながるのではないかとということです。

例えば消費者の間では、今1,000万人を超えるといわれる家計簿アプリといったユーザーの広がりがみられております。こういった消費者ニーズに応じていろいろなサービスが出てくる。そのときにFinTech企業も出てくると考えておまして、カード会社におきましては、自前主義でいろいろやってきたこれまでのやり方に加えて、こういったFinTech企業との連携を検討する必要性が高まっているのではないかと。

(2)でございますけれども、そういったFinTech企業と連携する手段の1つとしてのAPI連携ということでございます。カード会社がこういったFinTech企業と連携することで、いろいろな問題が起こることもあるということでございます。

現在、こうしたリスクに備えた責任分担、あるいは事業者が満たすべき基準といった共通ルールが存在しておりません。31ページになりますけれども、そういう中で今、FinTech企業が消費者からあずかって、パスワードといったものを使ってカード会社との間でシステムにアクセスする。いわゆるスクレイピングといった方法でデータを収集、管理するサービス事例が既にみられております。

こういったのに比べますと、API連携は契約締結をしたものに対してシステムのアクセスを許諾するというので、安全面、それからアクセスされる側のシステム負荷の軽減といった観点からすぐれているのではないかと指摘もございます。

ちなみに、金融機関におきましては、現在、銀行法の改正法案が国会に提出されてお
りまして、そこでは送金といった決済指図伝達型、それから口座とか取引情報をまとめる口
座情報取得型の2つのサービスを対象に、FinTech企業に対して登録制を課す。それから、
銀行側、金融機関側に対しては、FinTech企業との連携に係る方針、あるいはA P I 接続
の基準の策定、公表を義務づけて、基準を満たすFinTech企業との接続について差別的な
取り扱いを禁じる方針という状況でございます。

カード分野につきましての措置の方向性でございます。2. の(1)でございます。クレ
ジットカード分野におきましても、A P I 連携する場合は、金融機関と同様にFinTech企
業側に十分な措置、体制を整備しているといったことは不可欠であるかと思えます。また、
そうした基準を満たすFinTech企業に対しては、カード会社がA P I 連携を認めることで、
事業者双方にとって安全性の確保、それからシステムへの負荷軽減が図られると考えてお
ります。

その際、例えばA P I 接続に伴うシステム改修のコスト負担、あるいはサービスでいろ
いろメリットを受ける。そういったメリットの配分につきましては、カード会社と
FinTech企業双方で協議して、A P I 接続の可否を最終的に決めるということではないか
と考えております。

なお、A P I 連携の進展の状況を確認して、必要に応じていろいろフォローするという
ことで、32ページでございますが、フォローする仕組みもあわせて検討する必要があるの
ではないかということでございます。

さて、こういったA P I 連携をどのようにして担保していくかということで、ガイドラ
インでの対応が適切なのではないかということで、(2)でございますが、まずクレジット
カード分野につきましては、銀行法における決済指図伝達型のように、直ちに個人の預金
等を口座から移動させるようなサービスは当面想定されていない。多くが口座情報取得型
と考えられますけれども、例えば複数のポイントを一括管理して、利用、交換できるサー
ビスなどは、銀行法上の決済指図伝達型に当たらないようなカード特有のサービスが出現
していくのではないかと。

また、よくいわれますように、使い過ぎが気になるとか、安全性に不安があるといった
ことでカード利用が進みにくい現状がございますが、こういった不安、あるいはニーズに
対するサービスとして、利用上限額の自己設定であるとか、カード利用のオンオフコント
ロール、あるいは決済可能条件といった設定を行うサービスも考えられると思ってお

して、こういったサービスは仮に事故が起きた場合でも、個人資産に直接の影響を与えないため、利用者のリスクは相対的に小さいのではないかと。さらに、相対的なリスクの小ささゆえに、さまざまなニーズが出てくる可能性もある。そのニーズに応じて、新しい技術やサービスが出現していくということも十分に考えられる。

このように、ビジネスモデルの進展の速度が速い分野におきましては、一定の期間を要する法律改正等では機動的に対応することが難しいのではないかとということで、イノベーションが生まれやすく、加えて利便性と安全性を両立するために必要なルールは迅速に設けていく必要があるということで、クレジットカードにおきましては、今申し上げましたような技術やサービスに迅速に対応できるようなガイドラインを策定することが望ましいのではないかと。

なお、ガイドラインでございまして、安全面での消費者不安に配慮し、事業者のセキュリティ体制、利用者保護措置が十分に確保される仕組みが必要であると。また、新たな問題が生じた場合においても、機動的な見直しを行っていくということで、最後のページ、33ページでございますけれども、こういった方向性を踏まえまして、3月末から立ち上げました別途の検討会におきまして、ガイドラインの策定に関して、具体的な検討を行うべきということで記載をさせていただきました。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。報告書が多岐にわたる論点にまたがっておりますけれども、時間の関係もありますので、特に論点を分かつことなくご意見を聴取したいと思います。その上で、ある論点について議論が集中する際には、適宜こちらで議事を整理させていただきたいと思います。

それでは、ご意見がおありの方は挙手をお願いいたします。池本委員、お願いします。

○池本委員　　ありがとうございました。論点はさまざまですが、法改正に伴う省令改正ということでは、第1章の第1節から5節までのことに関連して、まず2点発言させていただきます。委員提出資料という形でも配付いただきましたので、ご参照いただければ幸いです。基本的にはそこに書いてあることを申し述べたいということでございます。

まず第1点目は、第3節のアクワイアラーの登録に関するところです。基本的な中身は賛成でございますが、意見の2番目に書いておいたのですが、最終的な決定権限を決済代行業者、PSPに授与された場合には登録義務があるという基本の考え方は示されているのです。特に海外アクワイアラールートの場合に、決定権はアクワイアラーにあるのだよ

とか、それはP S Pに任せているのだよといって、お互い責任を押しつけ合うようなことになっては困る。

その意味では、そこの考え方のところを監督指針になるのかわかりませんが、国内のアクワイアラーと国内の決済代行であれば、クレジット決済システムの利用という意味では、原則的にアクワイアラーに決定権限があると理解できるのですが、海外アクワイアラーで、しかも国内に拠点がないとなれば、現実問題、国内の加盟店を審査するということはできないはず。それを任せているのだからということでも困るし、逆に決済代行業者が日本国内にいれば、その者が確認できる立場にあるのだとすれば、むしろそれは実態からすれば、国内の決済代行業者がみるべきだと透き間がないような解釈運用を明確にしていきたいと思いますということが第1点でございます。

第2点は、苦情情報の活用の措置の方向性。報告書では15ページ、私のペーパーで3ページに書いておいて、これも基本的な考え方としては賛成ですが、1点、どう理解しているのかははっきりしないところがあるので、質問も一部含みます。それは、包括クレジットのイシューアが苦情を受け付けて、それが重大苦情である場合には速やかに伝達する。そこはいいのですが、その他の苦情の場合には、JDMに登録するということが基本だと思うのですが、同種の苦情が多発している場合には、イシューアがJDMの情報を確認して、これは多発しているから、アクワイアラーに直接伝達も必要だと考えていくのか、それとも、情報登録をすれば、あとはアクワイアラーがチェックして、多発していれば調査に入るとするのか、そこの切り分けです。

心配なのは、JDMに登録したけれども、アクワイアラーは平時の調査だから、数ヶ月に1回ということでは対応が遅くなってしまふ。そこが迅速にアクワイアラーに情報が集約されるのであれば、そこから先はアクワイアラーの役割でいいのですが、それが情報集約されないのだとすると、イシューアがチェックしていただく必要がある。そのあたりは、JDMの運用面がどうなっているのかによっては、少し踏み込んだ措置が必要なかもしれない。ここはよくわからないので、質問も兼ねてご説明いただければと思います。

私のレジュメの3ページから4ページは、報告書にも書いてあることですので、確認的なこと、そして重大苦情の場合には、アクワイアラーが調査措置をした結果をイシューアにフィードバックしていく。そうしないと、契約取り消しの可能性もあるような苦情の場合に、イシューアの苦情処理が完結しませんので、そこは規定上も明記していただきたいし、運用の中でもクリアにしていきたいと思いますということです。

先ほどのJDMの点についてだけ、事務局か、あるいはクレジット協会か、ご説明いただければ幸いです。

○山本委員長　よろしゅうございますか。それでは、ただいまご質問があった点について、まず事務局からお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　ありがとうございます。後ほど與口委員から補足をいただければと思いますけれども、池本先生のご意見の3ページの真ん中にごございますJDMの仕組みにおいては、イシューから登録された苦情情報がタイムリーにアクワイアラーにフィードバックされるという形になっていると理解しておりますので、その他苦情に関しては、JDMを通じてアクワイアラーで多発しているかどうかといった状況はタイムリーに把握できると理解しております。

○與口委員　私からも少し補足をさせていただければと思います。前回、お手元の別紙2で、短時間でご説明をいたしましたので、その際、一番下に(2)で情報の共有というところの一番下、③でフィードバックというメニューだけはご紹介させていただいたのですが、こちらが今の池本委員のご質問にお答えできるかなと思っているところです。

例えばですけれども、上に申し出情報から苦情発生情報、あるいは原因分類情報等々あります。一番右側の加盟店が明らかに何らかの問題を起こしているということになると、苦情原因分類情報というのが登録されることとなりますけれども、これについては登録と同時に、過去1年以内に当該加盟店に対して、登録を照会した会員に対して基本情報が展開されるという形でそれぞれが認識できる。あるいは、苦情発生情報については、90日以内に3件以上同種の苦情が発生した場合に、これも同様に登録照会した会員に対してフィードバックが行われるという形で情報が戻る仕組みをもっておりますので、そういう意味ではアクワイアラーに先ほどご指摘いただいたように情報が集約されていくということで認識しておりますので、何らかの形でアクワイアラーの責務において対応できるのではないかと理解しているということでございます。

○山本委員長　どうもありがとうございました。さらにごございますか。池本委員、どうぞ。

○池本委員　ありがとうございます。今の点で確認ですが、この加盟店がどのアクワイアラーが契約しているかということは事前には確定できないので、アクワイアラーがJDMに過去に照会したということを手がかりに情報提供という意味だと理解しました。

そうすると、平時の調査のスパンをどのぐらいでみるのかとの関係で大丈夫かなという

ところが最後に残るのですが、事務局のほう、そこは大丈夫でしょうか。

○坂本商取引監督課長 定期的にというところをどのぐらいのスパンを目安にするのかというのは、これから今回の提言も受けて考えていく中では、JDMのフィードバックの期間、1回ぶついたら何年間というところとそごのないように検討してまいりたいと思います。

○山本委員長 それでは、ほかにご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。大谷委員、お願いします。

○大谷委員 私のほうも今回、意見ということで、委員提出資料2を用意させていただきました。この中で6つほど意見を出させていただいているのですが、もう既に2番、5番、6番あたりは報告書の中に少し盛り込んでもらっているかなと思っております。

また、全体を通してなのですけれども、割賦販売法改正に伴う省令等の改正にかかわる検討課題、前払式特定取引にかかわる検討課題、API連携についての措置の方向性については、消費者のほうは支払可能見込額調査についてを除いて、基本的には賛成をさせていただきたいと思っております。

その中で幾つか意見を補足させていただきたい部分がありますので。特に4節の苦情情報の活用については、措置の方向性についてはもちろん賛成しております。イシューからアクワイアラーなどに情報提供の伝達を行うことは当然すべきものだと考えておりますけれども、先ほども報告書の中でフィードバックされるということが盛り込まれておりましたが、アクワイアラーからイシューに対しての回答もきちんとされるようにしていただきたいと思いますと思っております。

それに加えて、イシューから苦情情報を提供していただく、情報連携していただくだけではなくて、例えば行政である消費者センター等からの情報提供を受ける体制もきちんと設けていただけたらと思っております。

それと、第6節の支払可能見込額調査についてなのですけれども、措置の方向性については一定の理解をさせていただいております。報告書の中にも、問題の事例が幾つか挙げられていたと思いますが、消費者からの全般の意見ということよりは、一部の方のご意見と私どもは受けとめさせていただいております。

今、現状の調査においても、消費者に対して十分な法の趣旨だとかそういったものをご説明いただければ、消費者は協力の体制はあるかと思っておりますので、全員消費者側がこのように直してほしいと諸手を挙げてお願ひしているということではないのではないかなと考

えています。

どうしてかといいますと、今回の支払可能見込額調査については、本来の目的が多重債務防止の観点だとか、過剰与信の防止の観点ということから盛り込まれておりますので、やはり本来の目的を逸脱したような調査内容にならないように十分にお願ひしたいと思っております。

今回の支払可能見込額調査については、今回の小委員会の中で問題提起されたばかりの問題でありまして、この3回の委員会の中で結論を出すという方向ではなくて、もう少し丁寧な討論もしていただいたほうがいいのではないかと考えております。

あともう一点は、API連携については、消費者側の十分な意見を聞いていただいた上で、消費者だけが置いてけぼりにならないように、利用者保護の措置が十分に確保されるような仕組みをお願いしたいと思います。

全体を通してなのですが、消費者側もちろん自分自身で情報収集等の努力をするといったことも必要だと思っております。ただし、クレジットカードを使ったほうが安心なのだといったいただけるように、事業者側には消費者啓発であるとか、情報提供といったものを頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。大谷委員から幾つかご意見をいただきました。特に第6節については、もう少し慎重にというご意見がございました。そして、消費者はみんなが望んでいるわけではないという見直し方向についてというご指摘もありました。

消費者は誰かという問題がありまして、がちがちの規制により多重債務に陥らないことで助かる消費者もいれば、こうした規制があるために非常にプライバシーに介入されて迷惑だとか、与信を受けられない消費者もおり。それぞれの消費者のサブグループの利害をどのように調整するかという中で、こういう方向性を今お出ししておりますので、その辺もほかの委員の皆さんもぜひ議論を深めていただいて、最終的にどう報告書をまとめるかという点につきぜひご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。幾つかあるのですが、まさに今、委員長がおっしゃったことに関してコメントさせていただきたいと思ひます。

私ももちろん消費者の1人ですが、今回ご提案いただきました支払可能見込額調査につ

いて、性能規定の考え方を取り入れる方向というご提案には賛成です。理由ですけれども、21ページの注15にショッピングの延滞率は0.3%という数字を出していただいています。これは、金額ベースの話で人数の話ではないとは思いますが、恐らくここから類推しますと、大多数のクレジットカードユーザーは、自分で自分の債務の管理ができていない人なのではないかと。それが一般的な消費者なのかなと思っています。この数字からはそのように読めます。そういう一般的な消費者にとってみると、新しくカードをつくるたびに、根掘り葉掘りプライバシーにかかわることを聞かれるのは余計なお世話でしかない。一度もデフォルトを起こしたことがない多くの消費者にとりましては、迷惑でしかないのではないかと考えております。

もちろん、多重債務者対策が必要であることを否定するものではございませんけれども、それを個々の貸し手に期待するのは限界があるのではないかと思います。本来は、本人が自分自身の支払可能額をしっかりと把握すべきなのであって、カード会社から聞かれて答えるのではなくて、例えばウェブ上に質問があって、本人がそれに答えていく。スマホアプリでもいいのですけれども、質問に答えていくと答えが出てくると。どういう答えかという、あなたが通常の生活に影響のない範囲で抱えられる債務は月額幾らまでですとか、年間で幾らですとか、そういう答えが出てくるようなアプリを活用することができれば、カード会社には結論だけを伝えればいいのか。お医者さんの診察を受ける前に、待合室にある血圧計で、自分で血圧をはかっていくみたいなイメージです。メモをもって、こういう結果でしたともっていけば、プライバシーを過剰に侵害されないで済むのではないかと思います。

現在の技術であれば、家計簿アプリの話も先ほどありましたけれども、家族構成とかいろいろなデータを分析して、場合分けしながら合理的な答えを出すようなアルゴリズムは結構簡単にできるのではないかと考えています。

これはほんの一例ですけれども、FinTechの活用を含めて、事業者の側でさまざまな創意工夫ができるようにするには、性能規定の考え方が必須ではないか。一挙手一投足、箸の上げおろしみたいなことまで決められてしまうと、そういう工夫の余地がなくなってしまうのではないかと考えています。

そもそもカード会社は、過剰与信をした結果、回収不能になることは避けたいというインセンティブをおもちであると思いますので、それぞれのやり方にお任せしたからといって、そんなにひどいことになるとは思えないというのが意見です。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございます。どうも支払可能見込額のところが盛り上がりそうでありますので、なるべくそのあたりを中心にご意見をいただいて、そこが収束したらほかのところもという感じで議長としては考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ほかにご意見ございますか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。支払可能見込額のところなのですが、やはりプライバシーの配慮はもちろん必要だと思っておりますし、沢田委員がおっしゃるようなそんなひどいことにならないのかなとは思っています。一方、相談現場からみますと、やはりクレジットカードを含むクレジット払いを利用して、特に若者ですとか高齢者が中心なのですが、支払い困難に陥っている事例が見受けられます。

その点で、やはり過剰与信の防止がどのようになされるのか、消費者教育なども含めて、もう少し議論が必要ではないかと感じております。

ほかにもあるのですが、過剰与信は以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございます。さらにご意見いただきたいと思いますが、今回の報告書案では、22ページから第1に支払可能見込額調査の基本的な考え方は、現時点においては維持すべきであるということ、まず書いてございます。次に、非常に微細で、かなり硬直的という指摘のある省令上の規定について、消費者に対する過剰な負担、あるいはプライバシーの介入という観点から合理的な範囲で見直すというのが第2点。それから、23ページにまいりますと、性能規定の考え方を参考に、見直しをする方向で改正するのが第3点、以上が主な内容がございます。

ですので、そのあたりになるべくフォーカスしていただいて、この内容はこのように修文すべきだとか、このままでよろしいとか、そういう形でご意見をいただくと、報告書のまとめの観点から大変ありがたいかと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、尾島委員、先に手が挙がったので。次に藤原委員。

○尾島委員 どうもありがとうございます。今の点ですけれども、性能規定で行くということなのですが、具体的にどのようなものを考えておられるのかということ。要するに、硬直的だということはあるのですが、どういうものによって変わっていくのかということがわかれば教えていただきたい。

それから、性能規定ですので、各会社がそれぞれ自分の信じるところから調査する

ということになるかと思うのですけれども、過剰与信になってしまって、延滞が生じているというのをチェックするような枠組みをつくっていかうということなのですが、その場合、チェックした結果の効果がどのようなことをお考えなのかということをお教えいただきたいという2点でございます。

○山本委員長　ご質問ということなので、報告書の起案をなされた事務局からお答えいただけますか。

○坂本商取引監督課長　ありがとうございます。性能規定の考え方を参考にと報告書案では書かせていただいています。現行の割賦販売法には、年収、預貯金、その他省令で定める事項を調査しなければならないという点と、一方で、生活維持費については、生活維持費までを侵害するようなことのないように、それは守られる範囲で支払可能見込額を算定しなければいけないとなっています。

一方で、信用情報機関への照会といったことも法律事項ということになっていますので、完全な性能規定化は、現行の割賦販売法のもとでは難しいと考えております。セキュリティ対策で議論いただいたような性能、支払可能見込額調査に関して申しますと、過剰与信防止がまさに性能でありまして、結果をはかるのが延滞率ということで入れておりますけれども、法律上、こういうことは調査しなければいけない、あるいは生活維持費についてはいってみれば引き算しなければいけないといったことは枠組みとして決まっておりますので、その範囲の中で、例えば生活維持費の設定について、今のように生計を一にする人数と持ち家の有無、あるいは賃料の有無というので、上にも下にも変えられないという画一的な設定方法でなければならないのかといったところで、例えば生活維持費については、より高目に算定される、あるいはみなされるということであれば、そういうところの余地をつくってもいいのではないのかといった観点で、性能規定の考え方を参考にと入れさせていただいております。

先ほど延滞率、例えばということで一定の物差しを当てはめた結果、支払可能見込額調査として妥当ではないということになれば、もとに戻って義務がきちんと履行されていないということになりますので、行政処分といったことも当然あり得るということでございます。

○山本委員長　ということでありまして、現行法のもとでは、省令によって生活維持費控除の枠組み自体を変更することはできません。そして、先ほど報告書でご確認いただきましたように、収入マイナスクレジット債務、マイナス生活維持費という基本枠組みは維

持いたします。現時点においては維持すべきであると書いております。

その上で、個別のより細目の基準につき柔軟化を目指すという提案があり、そして最後のところに性能規定という言葉が出てきて、これがわかりにくいというご指摘がありましたが、以上の事務局説明のようなことを考えて、考え方のバックボーンとして、委員の皆様から性能規定化の積極的なご指摘、ご意見が前回、前々回ございましたものですから、報告書案の書きぶりをしているというご説明であります。

では、次に藤原委員、お願いします。

○藤原委員 先ほどの大谷委員のご意見でありますとか、池本先生の意見書は、消費者保護の立場からの非常に真摯なもので、貴重なご指摘を含んでいると思います。

そうではあるのですけれども、今回の改正が何を目的としているかという点から少し考えてみてもいいのかなと思うのです。前回の改正でも、この中におられる委員の方々が多く参加しておられますけれども、あの改正のときから7～8年の運用があつて、先ほど運用のレベルで柔軟にやればいいではないかというご意見がありましたが、逆に運用のレベルが非常に硬直的になってきて、まずいところが出てきたから、そこをそぎ落とそうという話ではないかと思っています。

であるからこそ、22ページの措置の方向性で、支払可能見込額調査の基本的な考え方は維持すべきであると最初にはっきり書き切られているわけです。つまり、多重債務の防止の議論を前回して、先ほどご意見があつたように、過剰与信防止の制度であることもわかっているわけです。それに対する規制緩和という見方というよりは、不合理な部分を取り除いているのではないかという気がします。

つまり、過剰与信そのものを何とかしなければいけないというのは、ある意味でいうとパターンリスティックなものですよね。自由への介入です。パターンリスティックなのですけれども、それはやらなければいけない。やらなければいけないのですけれども、20年のときの目的に照らして、ある意味で比例原則的なものに反していないか。つまり、必要最小限の枠を超えていないかとか、目的と手段の間に合理性があるかということが問われなければいけないと思うのです。

合理性があるかどうかというと、前回お話にありましたように、家族形態もこれだけ変わってきており、あるいは生活の仕方も変わってきている中で、ご紹介いただいたような詳細な規定を振り回して、現場でかなり硬直的に対応することが、本当に合理的な当初の目的と合っているかという点から問題をみたほうがいいのではないかと思うのです。

ですから、形を整えることも重要ですが、そうではなくて、ここに書いてあるように、消費者に対する過剰な負担、あるいはプライバシーの介入となっているところをそぎ落とすことも大切ではないかと考えるのです。そして、さっき平均的な消費者は誰かという沢田委員からのお話がありましたけれども、今回の改正について、かなり例外的な病理的な状況をみて一般論を論ずるよりは、基本線は維持してあるのだという前提でもって、不合理な部分、要するに過剰な規制とか不合理な規制をそぐ改正なのだとか捉えて検討していった方がいいと思っております。

そして、仮に個社に任せてまずいということになっても、今日の情報化社会であり社会的な目もあるわけですし、あるいは経産省の指導もあるでしょうし、それを勝手に自社にのみ都合よくやるわけにはなかなかいかなくて、逆に先ほどのご説明のように、生活維持費なども高目の額に見直してみたり、申告の実態に合わせるということもできるわけなので、私はこの方向性でよい、多重債務者対策という趣旨を踏まえても、原理原則が生きているのだから、これでよろしいかなと考えました。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。ほかにご意見ございますか。池本委員、お願いします。

○池本委員　　委員提出資料で5ページ、6ページあたりで書いたのですが、今、意見交換があったところを踏まえて、ポイントを絞ってお話ししたいと思います。

まず、大前提として、6ページのイと書いてあるところの「しかし」以下なのですが、現行法は収入とクレジット債務を確認しなさいと。収入は自己申告ベースですが、クレジット債務を確認しなさい。そこから生活維持費を控除するという生活維持費は、1年間の費用として省令で定める額をいうということだから、この額そのものは数字として示されるもの。それ自体を個々の事業者の裁量に委ねるということではないと理解してよろしいのでしょうか。そうでないと、省令への権限委任の範囲を超えてしまいますから。その定め方を家族構成で1人とか2人とか3人とか、余り細かな数字にしないで、一定の定型化した数字、どのぐらいの数字にするかということはもちろん重要な議論になるのですが、そのように定めるという理解でよろしいでしょうか。

それから、収入を考えるときに、自己申告ベースでやっていますが、第1回るときに二親等以内の親族とか、あるいは103万円の上と下で考慮の仕方が変わってありますが、このあたりの取り扱いをどの方向でやっていくとするのか。そこをきちんと議論しないと、どういう改正にしようとしているのか、また何が妥当なのかということが着地点がみえな

いのではないか。現在の報告書の記載では、基本的に維持するという言葉はあるけれども、どう変えるのかというのが全然みえない中身になっています。それが私のペーパーの中でも、出された不具合はそれぞれのところを余り細かい事情を聞かないでパターン化して、加算したり、控除したりできるものにする、こういう中身にするというものをむしろ率直に出していただいて、もっとこうすべきだという議論をすべきではないかと感じているところなのです。

そのあたりの基本の考え方がどうなのかというのが示されないままに、他方で性能規定の考え方で延滞率とか、しかも延滞率のところは文章からすると明らかに個社がそれを設定して、検討していくことを行政としてもチェックするとなっていますから、個社の裁量判断に何を委ね、何が法律、省令で確定したものになっているのか。その2つの切り分けがこの報告書の中身では読み取れないのです。そのあたりをご説明いただく必要があるし、場合によっては具体的な資料なり、文章としてお示ししていただく必要があるのではないかと。

最後にもう一点。21ページにクレジットカードショッピングで以前も以降も0.3%前後で推移している。これは、前回口頭でご指摘いただいたものだと思うのですが、これはマンスリークリアを含む数字ということだったと思います。マンスリークリアは規制対象ではないわけで、それが取引の大半を占めている。この数字を出しておくのはミスリードではないか。可能であれば、包括クレジットにおける推移があるのかどうか。

それともう一点、平成20年改正では、個別クレジット、特に訪問販売等で利用されるもの、つまり、個社の審査がよほどしっかりしないと、販売業者に引きずられて過剰与信になってしまう。あの場面を一番重要な問題として議論したはずなのですが、きょうの議論がカードだけなのか、個別クレジットも含むのか。個別クレジットでも店舗と訪問販売とそのあたりの切り分けはどうなるのか。そういったあたりもほとんど議論がなされていないし、事務局の方針がここからは私にはまだ明確に読み取れないのです。そのあたりもしっかり議論していただく必要があるのではないかと思います。

私の意見としては、カードについては、例えば30万円以下は簡易な延滞の有無だけでオーケーとか、適用除外でかなり対処しています。個別クレジットについても、店舗で生活必需品であれば一定額はオーケーとか、例えば適用除外の規定をもっと柔軟にすることによって、さまざまなトラブルが防げるのか。それとも、今のような個別の細かい切り分けの事情によって、数字を切っているところだけを手をつけるというのであれども、率直に

どういう中身にするかということを示唆していただけないかと思います。

以上です。

○山本委員長 幾つかご質問等がございましたが、まず、法30条の2の第2項の「額」の意義について、それから自己申告に係るご質問、池本委員のイメージでは、省令を変えなくても、不合理なところは運用でかなりできるのではないかという前提でいろいろお話になったけれども……

○池本委員 運用でということではありません。やはり生活維持費も家族構成の人数を何人でやるか、あるいは収入を算入するときに、二親等以内の親族とか、細か過ぎる切り分けになっているために、運用上難しいというのであれば……

○山本委員長 そのあたりについての理解のそごがまだあるように思いますね。ですから、なるべく何が問題で、どのように変えようとしているのか。その辺がお互い十分な理解の共通化がされていないために、まだ少しご納得いただけないような部分もあると思いますので、その辺も含めて少しご説明いただけますか。

○坂本商取引監督課長 基本的にこちらのご提言を受けて、それを踏まえて具体的なことではありますけれども、法律の制令で定める額というところについては、同じような法律、条文の用例として相続税法というのがございます。相続税を延納する際の許可限度額について、相続税法上は政令で定める額となっているところを受けて、政令においては、一定の算式、納付額から現時点での支払可能額から生活に必要な費用と当面の運転資金を引いた額を、納付額から差引いたものを政令で定める額とするという計算式の枠組みだけを政令で定めている例がございますので、それをどう評価するかというのはありますけれども、用例としては可能であろうと。割賦法の場合は、省令で定める額ですけれども、額の委任を受けて、その額の算定の方法について省令で定めるというのは、法制的にはあり得るだろうと考えております。

また、報告書の案について、ここは書きぶりがもしかしたらわかりにくかったかもしれませんが、必要な修正をさせていただければと思います。23ページにあります。例えば個社ごとの会員のクレジット債務の延滞率を初めとした、個社それぞれの調査手法の実効性、妥当性をチェックするための一定の手法と書かせていただいた。ここでの延滞率の趣旨は、各社がチェックのための指標を定めるということではなくて、各社がそれぞれやっている調査手法が、本当に法律の趣旨、目的に照らして妥当なものであるかどうかということを図る共通の物差しとして、例えば延滞率を使って、一定の裁量があるとしても、そ

ここからはみ出ていないかどうか。もともとの趣旨を勘案して、例えば今の詳細を定めているやり方から新しいやり方へ変わったときに、例えば延滞率が上がっていれば、それは手法として妥当性が疑われるということになりますし、逆であればより過剰与信防止の効果が高いということになると考えられますので、そういう共通の物差しとしての延滞率ということでございます。こういったチェックの指標まで各社が定めるという趣旨ではございません。

それから、具体的にはどういう形かというところについては、我々、日々法執行する立場としては、さまざまな消費者利益といったときに、現行の規定では3つの家族形態について、年収が合算できると限定列挙されております。

1つ目は、正式な婚姻関係で103万以下の場合ということです。この場合は、家計管理の主体が主婦だろうという前提のもとで、申告は本人からでよいと。2つ目は、二親等内の親族、扶養関係にある。祖父母と孫、兄弟まではいけますが、おじ、おば以降はだめということになっています。3つ目は、103万を超える配偶者との関係ということで、この場合には103万以下とは違って、家計管理の主体ではないという前提で、利用者本人ではなく、配偶者から申告を受けなければいけない。こういった手続の異なる取り扱いということになっておりますし、今申し上げた3つ以外の扶養関係の場合には、年収合算できないということになっている規定が、果たして現行、合理的かどうかというところをお諮りしたいと考えております。

○山本委員長 省令に必要的調査事項とか明確に書いてあるので、そこは運用で、その場合は不合理だから、ここはやめておこうということとはできない。必ずやらなければいけないという拘子定規になっている部分があり、そこを実態に合わせて、よりリーズナブルにしようではないかというのがここの趣旨であると。

○坂本商取引監督課長 済みません、もう一点補足。池本先生のご意見書の中で、預貯金については必要に応じてやればよいということで、プライバシーの介入には必ずしも当たらないのではないかとありましたけれども、これも現行の省令の書き方ですと、法律の中で見込み額を算定するために必要な事項として省令で定めるものを調査しなければならないという法律になっていて、それを受けた省令の中で、何のただし書きもつけずに、年収と並べて預貯金と書いておりますので、この現行の規定を文言どおりに解釈すれば、常にやらなければいけない調査事項となります。

また、生活維持費についても、現行の規定では生計を一にする人数と持ち家の有無で一

義的に額が決まる。これを減算しなければならないということを審査基準で定めていることとの関係では、高目に見積もるということも違反ということに厳密にはなりません。

○山本委員長 どうもありがとうございました。それでは、二村委員、お願いします。

○二村委員 ありがとうございます。多重債務を発生させるべきではないというのは、誰に聞いてもそれを違う、多重債務をさせて構わんという人はいないと思うのです。問題は、どのような手法でやっていくかということであり、それによって失われるものは何であるかということにも目配りするかどうかという問題だと思っています。

27年の報告書の中で、利用できるということ自体も消費者の利益であるということをもとめの中では盛り込んでいたかと思います。そのような観点からすると、非常に硬直的な支払可能見込額調査の手法を導入していることによって、利用できなくなっている層がいる、あるいは利用しがたいと思う人がいるという部分に対しても、消費者利益が損なわれているという評価をすべきではなかろうかというのがまず1点目でございます。

それから、中身として、法律を変えるわけではありませんから、個人的には余りにも過度にパターンリスティックな一件一件の契約の諾否を法律で決めましょうという考え方はいかがかと思う部分はありますが、ただ、法律で決まっている事項自体をこれで変えよう、法律を無視しましょうという議論をやっているはずはないのであって、現行法の枠組みの中で、必要以上の規制になっているものはないのか、あるいはもう少し合理的なものはないのかという視点からの捉え直しだと思っています。

その中で、例えば年収を申告でというようにいっていますが、申告でなければ年収は把握できないのか。これは、例えば合理的な統計によってというものも置かれてはいますけれども、いろいろな形でビッグデータの解析によってもっと合理的な手法が聞かなくても出てくるということはある得るわけです。そうすると、絶対に申告でなければいけないかということも必ずしもいえない。

生活維持費という観点でも、今、省令で書かれているものというのは、数字としては非常に小さい金額ですから、これを省令でなくてやりましょうといっても、これよりさらに小さくなるというのは考えにくい話であって、支払可能見込額から生活維持費の調査のスタイルによって、極端に変わるということはないだろうと思っているのです。

その一方で、ここの部分に関しても、再三話が出ているような硬直的な観点だけでないものを盛り込んでいく。あるいは、実際に多様なデータの活用によって、新たに得られるものが出てくるというのは、ここで議論になっているFinTechを促進していくという観点

からも、次に向けて打つべき手の1つだろうと思います。

実際問題として、海外との比較でいうと、どんどんFinTechに向けて前に進んでいる国が多数ある中で、日本の中でごく一部の支払可能見込額調査だけを取り上げて、FinTechの障害になっている。それによって日本の競争力がそがれるという側面もやはり考慮しなければいけないのではなからうか。この議論を続けていきましょうとただいたずらにいつて、その先に何が待っているのかということを考えておくべきだと思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、さらに支払可能見込額についてもご意見いただきたいし、この報告書について、池本委員、大谷委員から拙速にするなどというご意見をいただいていますけれども、他方、これでいいという多数のご意見もいただいている中で、例えばこの書きぶりをこうすべきだというご意見も歓迎したいと思えますし、ほかの項目がありますので、そろそろほかの項目のご発言をオープンにさせていただいて、幅広くこの後の審議をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

では、二村委員。

○二村委員　　ほかのもよろしいということなので、ほかのところでは今回の報告書で私が気になっている点が1つございまして、取引条件の表示ということで、それを整理しましょう、どのタイミングで提示するかということ整理しましょうという観点で、今まで省令で掲げられていたもの再整理するというのが今回提言されているかと思っております。

ただ、もう1つ重要な視点を今回入れるべきでなからうかと私は個人的に思っております。と申しますのは、今回の割賦販売法の改正は、カードセキュリティの確保、不正利用の防止という観点が非常に大きなテーマなわけです。不正利用の防止なり、あるいは不正利用が起きた場合の損失負担などについてどのように扱うのか。あるいは、不正利用が疑わしい場合に、どこにどのようなアプローチをすればいいのか。これについて、書面に書けるというのはどこにも出ていないのです。

現実の運用としては、もちろん各カード会社がそれをやっているとは思いますが、また、マンスリークリアも絡む話ですので、規定がどのようにまとまるかというのはありますけれども、その一方で、やはり不正利用防止、あるいはカードセキュリティの確保が今回の眼目であるということであれば、取引条件の表示の中にもそれに対応する項目が入ってしかなるべきではなからうか。

それによって、消費者に対する情報提供がさらに進み、またより不正利用防止等につな

がっていくのではなからうか。それがまた、表示の方法も各社が創意工夫して、わかりやすくという今回のコンセプトと相成ることによって、より消費者利益にも資するのではなからうかと思っているところでございます。

○山本委員長　ご指摘ありがとうございます。ほかに。それでは、與口専門委員からお願いいたします。

○與口委員　また支払可能見込額に戻るのですけれども、私どもから前回、事例という形で限られた時間でご説明いたしました。、今回、池本委員の意見書の中でも、私どもの事例が引用されていますので、少し補足をさせていただければと思います。

池本委員にご提出いただいている資料の5ページ目に、アの部分に理由ということで、①から⑦までお引きをいただいているところなのですけれども、私どもでも例えば1番、2番につきましては、今、我々のほうで問題になっているものというか、提起をさせていただいているものというのは、基本的には同一生計人以外はほぼ個品の問題だと理解しているのですが、問題はそういった点ではなくて、先ほど来出ております、与信を受けるために消費者がどういう情報を提供しなければならないのか、そのバランスが本当に適切なのかどうかということがこの問題意識と理解しております。

そういう意味では、カードの30万円以下、あるいは個別の10万円以下というのは確かにあるわけですが、実際にはこれでは現時点では消費者のご利用のニーズを満たされていないという事例があるということで、今回この問題提起が起きているのではないかと理解しているというのが1、2でございます。

それから、3番目については、生活必要商品について、それを利用するのに必要な役務でクレジットが利用できないケースがありますということで、前回自動車を引き合いに出してご説明をさせていただいたということでございます。

これについては、自動車に対して、特に法律でそれを使うために求められている運転免許証であるとか、あるいは法定車検といった費用を我々としては想定しておりますので、ご指摘のように必ずしも自動車であるとか、生活必要商品そのものをどんどん拡大したいということは全く考えておりませんので、そういう意味では、例えば訪販がどうだとかという販売方法に新たに規定を拡大していく必要はないのではないかと理解しているというのが3番目です。

それから、④の二親等内親族の話、次のページでございます。これも先ほど来出ておりますけれども、最近、多様化する消費者の家族構成というところで、どこまで特例でそう

いったものにかかわっていくのかという問題だと認識しておりまして、対処療法的にその範囲の議論をしていくということも1つの方法なのかもしれませんが、ちょっと無理があるのではないかと認識しているというところです。

特に同性婚のようなものを想定したときに、省令で特例の範囲に入れるかどうかをこういった場で議論するというよりも、民間事業者の与信判断に委ねたほうが、社会的な要請に柔軟に対応できるのではないかと理解です。

それから、5番目の現場での解釈運用が悪いのではないかとのご指摘なのですが、私どものケースのときに与信に直接必要がなくという誤解を招くような表現をしてしまったことがいけなかったような気もいたします。基本的には立ち入り検査等でも調査状況は確認しておりますし、むしろ不足を指摘するということはありませんけれども、わざわざ消費者のひんしゅくを買ってまで、調査義務のない事項を画一的に質問することはないと理解しております。

むしろ、ある程度特例の適用が難しいと思われるケースであるとか、あるいは結果として与信に結びつかなかったようなケースについても、どうしても法令に従った調査を行わなければいけないという意味で、こういった表現をさせていただいたというところがございます。

それから、6番目の同一生計人数の件でございますけれども、これについても消費者の方々の意識であるとか、先ほど来出ております家族構成の多様化ですとか、技術の進歩といったものが著しく変化する中で、一定のやり方しか認めないという考え方ですと、なかなか社会の要請に答えられなくなるのではないかとということで、一定の枠組みの中で、もちろん一定の制約の中でということになりますが、民間の創意工夫ということに委ねることで、現行のやり方でより消費者の納得性のある方法であるとか、合理的な方法を見出す機会をつくるということなのではないかなと考えております。それは、先ほどある種、一定の指標を設けながら、その中でというご議論ではなかったかなと思っております。

最後でございますけれども、7番目の共働き夫婦の件につきましても、共働き夫婦と専業主婦で特例の考え方が異なるということが、既にここでは社会的な意識と合っているのかどうかというのが問題であって、夫婦であれば、共働きであろうが、専業主婦であろうが、合算特例では同じ扱いというのが社会の要請という問題意識でご提起をさせていただいたということがございます。こういったことをご理解をいただければと思います。

○山本委員長　それでは、ほかに。藤原委員、お願いします。

○藤原委員　　大変議論が活発になっているので、先ほど委員長がいわれた収束するような修正案がないのかというお話ですけれども、たたき台ですが、最後の23ページ、上から3行目の「性能規定の考え方を参考に」は、たたき台では「も」でもいいのかなどという感じがいたします。その次が「必要以上に」を入れるとか、最後は下から2行目、一定の共通の指標とか共通指標ですよね。それに違反したら法令違反にもなる。一定の共通の指標というあたりを少し修正すると、これまでの議論がどちらの立場も少し反映できるのかなと感じました。議論の経緯を載せて置くということもあり得ると思います。あくまでたたき台でございます。

○山本委員長　　貴重なご提言、ありがとうございました。

次に、丸山委員、次に池本委員、お願いします。

○丸山委員　　ありがとうございます。それでは、報告書を受けまして、3点ほど発言させていただきます。

第1点は、池本先生の当初の発言にもかかわるのですけれども、15ページから16ページにかけての苦情連携に関してです。提案自体に反対する趣旨ではないのですけれども、やはり運用において留意点があるのではないかという趣旨です。

全体のつくり方としまして、重大な苦情とその他の苦情を区別するという枠組み、これについては、イシューとかアクワイアラーが現実に対応できないと困りますので、ある程度明確に対象を絞る必要があるというのは理解できます。

その一方で、特商法上の禁止行為とそれに類似の行為という立て方ですと、例えばクレジットが使えることで問題が生じがちな過量販売行為とかは落ちてしまうのではないかと思います。法規制の切り口としては、禁止行為違反が重大苦情となるのは理解できるのですが、同一の加盟店に対する苦情が多発している、あるいは高額な被害が生じがちなという苦情類型についても、運用レベルでチェックと情報共有が適切に図られるよう配慮していただけるとよいのではないかと思います。これが1点でございます。

2点目が26ページから27ページにかけての前払式特定取引に関してなのですが、提案されている方向性について異論があるわけではございません。26～27ページに書かれている解約権の保護についても改善命令等に対応していくという点には異論はないです。ただ、規制を受ける側からすると、契約書にどう書かれていても、解約できるのが望ましいと言える原則をしっかりと述べなくていいのかは気になったところでございます。

第3点目は、感想めいたものなのです。30ページ以降に書かれているAPI連携に関し、

こういう方向性については、消費者にとってもメリットとなるところも大きいと思いますので、特段反対するところではありません。ただ、クレジットカードかの場合も、なりすまし被害といったリスクはあると思いますので、情報共有範囲が拡大していく場面では、何かが生じたときの責任の所在を意識して、議論していただければありがたいと思います。また、利便性があるものの、消費者にとってリスクが高まるという点が仮にあるのであれば、必ずしもリスクマネジメントが十分にできる消費者ばかりではないので、そういった点にも配慮して、議論を続けていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。第1点にご指摘のあった過量販売については、平成20年改正による現行割販法でも当然に苦情対応すべき対象の中に入っていないのです。挙げられているのは特商法の禁止行為と消契法の4条の1項、2項、3項の取消事由だけです。ですから、その枠組みを今回、こっちで変えるということは想定していないということです。

それでは、池本委員。

○池本委員　　ありがとうございます。先ほど事務局からご説明をいただいたことと、興口委員からもご意見をいただいたことを踏まえて、少し意見を述べます。

興口委員からご説明があったように、まさに個々の場面において、これがどういう不都合があるということを議論し、そのためにどこを直す必要があるかという各論から積み上げていくべきだと思うのですが、それが十分できていないのと、そのことについての私の意見も書いておいたのですが、現行法上の適用除外なり、あるいは年収合算のときの何と何を入れるというのをもう少し幅のある書きぶりにするという議論。あるいは、生活維持費についても、ニーズが何かというところを少しパターン化して書いていく。

その上で、各社がそれを超えて独自の運用で目安をつくるというのは大いに結構なことなのですが、先ほどの事務局のお話からすると、年収合算の幾つかのケース、あるいは生活維持費についてもさまざまなパターンがあるということから、一足飛びにそれを全部各社の評価手法として委ねると私には聞こえました。

相続税法上、算定方式を定めていて、これは国民全てに適用されるから、さまざまなものがあるから、こういう方法があり得るのでしょうか、過剰与信防止という社会的な要請の中からの義務づけの中で、各社の裁量判断に委ねるということになってしまっていて本当にいいのでしょうか。もう少しその生活維持費の考え方なり、目安がどこまでは省令に書

かれるのだというところを確認しないと、とても今の中身でこの法の趣旨が維持されたとはいえないのではないのでしょうか。その点で、先ほどの説明ではどうしても理解することができません。

以上です。

○坂本商取引監督課長 済みません、説明が足りないところがあったかもしれません。

まず、個別規定の問題として大きく2つ現状課題があると思っていて、先ほど申し上げた1点目、年収等を合算できるケースが特定の家族形態に限られているという点でございます。その前の前提として、算定方法全体を各社の判断に委ねるべきというのは、先ほど申し上げたように今後の方向性としてご提言はあり得ると思っておりますが、現行法のもとでは算定の枠組みについては、年収、場合によってはプラス預貯金から債務を引いて、さらに生活維持費を引くと。これは、実は今の法令で引き算の式が定められているわけではないのですけれども、法令の調査事項と生活維持費の考え方を合わせれば、そういった計算式でやっている。この枠組みを崩すということは、省令レベルでは難しいと考えております。

一方で、年収等を合算する、できるケースというのを先ほど申し上げた3つのケースに限定していることは不合理ではないか。与信を受ける消費者の利益をむしろ制限しているのではないかというところに関しましては、例えばさまざまな家族形態、扶養関係がございますので、そこは形態に対しては中立的に考えつつ、趣旨から考えれば、例えば他の者の収入によって生計を維持している場合には、他の者の年収も合算していいといった家族形態に着目するのではなくて、生計維持をどの範囲でやっているか。

実は、現行の法令でも生活維持費についてはそういう形をとっていて、実は年収の合算と生活維持費でその考え方がずれているということでもありますけれども、同性婚であれ、事実婚であれ、おじ、おばであれ、生計を一にしている範囲内での合算を申告等の方法によって確認するというのであれば、過剰与信防止という目的からしても緩和されるということでもありませんし、むしろ不当に制限されている部分が与信が可能になっていくということではないかと思っております。

一方で、生活維持費に関しては、先ほど二村委員からもありましたように、今、限度額が大きくくりではありますけれども、水準としては低い額を設定しておりますので、例えばそれを下限として、今の別表に定められている、例えば4人以上、持ち家なしで240万という額を下限と考えて、それを上回る形での生活維持費の設定の仕方、年収が十分あると

いう人に関しては、生計を一にする人数を確認しなくても、4人のマックスの240万で生活維持費をみなすといった形をとることも現行の規定では一律の額を確認しなさいということになっているので、そういった高目のみなしもできないのですが、そういった方法であれば、むしろ過剰与信防止という観点からはより保守的に計算されることになりまし、必要な範囲で確認するという消費者負担の考え方からも合理的ではないか。

一方で、過剰与信にとってみれば、支払可能見込額は小さく出てくるわけなので、リスクが高まるわけではないということ。あるいは、現状では、申告によってより実態に近い生活維持費をとるということも認められていないわけですが、今のような水準の限度額ということを下限に置いておけば、むしろFinTechの活用等も含めて、実態に近い数字をとるというやり方があってもいいのではないか。

そういったことで、過剰与信防止の目的からすれば、今より緩む方向ということではない合理的な方法を考えていけないかということでございます。

○山本委員長　では、池本委員、どうぞ。

○池本委員　今のご説明が法的な義務としての最低限の目安の問題とそれを上乗せすることを許容する。上乗せはもともと義務違反ではないから、許容するということは問題ないと思うのですが、そういう議論と、そこを抽象的な定義だけにして、どういう基準、評価方法をとるかは、各社の裁量判断に委ねるとするのは質が違うのではないかと思うという点が1点。

それから、各社の評価手法というのは、常時公表なのか、何らかのときには開示されるということになるのか。それが全く秘密にされたままで我が社の判断ですということでは、社会的にみれば基準は各社の裁量判断に委ねられたと評価されても仕方ないのではないか。その対応はどうなのでしょう。

○坂本商取引監督課長　延滞率によってチェックする必要がある場合というのは、まさに性能規定化をして、算定の手法が縛られない形になった場合に必要になってくるチェック指標ではないかと考えます。

先ほど申し上げたような今の生活維持費の算定よりも、今の額を下限として保守的な方向でのみみなしたり、あるいは申告によって実態に近い数字をとるということを認める場合には、現行と同じレベルの過剰与信を防止しようということからすれば、現状でも形に従っていれば、その効果をはかるということはやっておりますので、そういう意味では延滞率によるチェックは、先ほど申し上げたような形であれば、恐らく上乗せということ

で考えられるのではないかと思います。

○池本委員 質問はそこではありません。延滞率のチェック、行政のチェックという問題ではなくて、年収合算をどこをどう考慮するか、生活維持費の項目をどのように算定するかというあたりが抽象的な概念規定のみで、各社の評価手法に委ねると受けとめたのですが、その各社の評価手法は何らかの場面で開示されるのか、各社の裁量判断だからそれは秘密だということ、少なくとも対社会との関係で、その取り扱いをお伺いしているのです。

○坂本商取引監督課長 現行でも生計を一にする人数は、生活維持費では概念として出てきて、それは特定の家族関係とはひもづいていないということからすると、先ほど申し上げたような他の者の収入により生計を維持している者の年収を合算してよいということ、を省令で規定したとして、それについての評価手法というか、解釈の話になるかと思うのですが、各社ばらばらの評価というのは出てこないかと思います。単に3つの類型以外の家族関係であっても、生計を一にしている範囲内では合算していいということになるだけでありますので、そこは評価手法がつかない……

○池本委員 恐らく前提の省令の中で、この項目をどこまで幅をもたせるのかということについての理解が私には伝わってきていないので、むしろ各社の評価手法が妥当かどうかを、共通の物差しで延滞率などを想定してチェックするという各社の裁量判断を行政がチェックするというところしかみえていないのです。その前提の年収合算の目安、あるいは生活維持費の考慮のときの目安がある程度の幅は認めるとしても、客観的に過剰与信防止として大丈夫だといえるのかどうか。その具体例が報告書の中なり出てきていないので、議論が煮詰まらないのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 二村委員、どうぞ。

○二村委員 ちょっとピントがずれた状態になってしまっているかと思います。

まず第1に、例えば現行法でいくと、年収は聞かなければいけない。年収は調査しなければいけない。生活維持費も調査しなければいけない。これは動かしようがなく、年収を聞く方法は申告に限るのですか。年収を確認する方法は、申告以外にもあり得るのではないか。いろいろな技術を使っていけば、多様な方法があり得るのではないか。多様な方法で技術の話であったり、ビッグデータの解析であったりということになってくれば、それが正確であるかどうかというのは、一義にはわからない可能性があるというときには、

最後検証が必要になりますということだと思っております。

その最後の部分だけを捉えて、あたかも前の部分で年収を聞かなくていいとか、年収と生活維持費を確認しましょう、調査しましょうというのが全部吹っ飛んでしまうのだというところで議論をなされると、それは話が違ってくると思います。

それともう1つ、延滞率に関してですけれども、現在、指定信用情報機関に対して、遅延の有無ということ登録することになっています。遅延の有無というのは、きちっと基準があります。しかも法定項目ですから、法律に基づいて、指定信用情報機関に提供しなくてはならない。ここで誤情報の提供をしていけば法令違反です。それだけのきっちりした枠組みをもっていますから、でたらめになるということを経々にいえるような話ではないと私は思っております。

○山本委員長　ほかにご意見ございますか。岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎委員　私からは、これまで余り議論が出てこなかったアクワイアラー等による加盟店調査に関するコメントをしたいと思います。

ここでのキーワードの1つは、ゲートキーパーかと思えます。アクワイアラーに対して、ゲートキーパーとして割販法上の要請が非常に大きくなったということで、これは昨今のカード市場の情勢を考えますと、趣旨は大いに理解できますし、また評価できると思いません。

ただ、その結果、アクワイアラーがしなければならないことが膨大になってしまって、果たして十分に責務を果たすことができるかという疑問を感じざるを得ません。アクワイアラーにとって今回の改正は、大胆に例えていいますと、交通事故を撲滅しましょう、そのために自動車会社に対して、自分たちが売った車のドライバーが道路交通法を守る責任の一翼を担わせるようなものと思っております。

自動車会社がドライバーに定期的に連絡をとって、ちゃんと道路交通法を守っていますよねという確認をしないとイケない。その中には、連絡がとれなくなってしまったドライバーもいますので、どうやってコンタクトをとればいいのかということから考えなければいけない。

極論すると、そういう状況にアクワイアラーがあるわけですので、アクワイアラーに対する要請が甚大になっているという事実を踏まえまして、省令の改正では実効性のあるものになるように、アクワイアラーに対して十分配慮する必要があると思っております。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。ほかにご発言ございますか。與口専門委員、お願いします。

○與口委員　　全然違うところなのですけれども、報告書の16ページ目で、苦情の連携をイメージ図ということでお描きいただいているところでお尋ねなのです。全体を読むと、あくまでもこちらにあるような特商法に関する違反かどうかというのは、アクワイアラーが最終的に調査し、判断するということになるのだと思うのですけれども、いわゆるイシューの役割として、ここではあくまでも消費者の方からの一方的な情報に基づいて、そういったものに該当するかどうかを聞き分けるという役割を担うだけであって、それ以上のものでもないということを確認させていただきたい。

図の中でイシューからアクワイアラーに行くときに、いわゆる判別の結果に応じて、アクワイアラーへの直接の伝達なのか、加盟店情報交換制度への登録なのかを峻別するような感じにもみえるものですから、そこに何らかのイシューの判断みたいなものが求められるとなりますと、情報が不足していますので、そこを確認したいのが1点です。

もう1つ、大変恐縮なのですが、8ページ目に加盟店の調査項目として、今回、法人番号が新たに入っております、この会議の席上でご発言があったことは十分理解しておりますけれども、この法人番号はほかの加盟店の所在地であるとか、代表者といったもので不十分でどうしてもこれが必要なものなのかということについて若干疑義がありまして、きっとあったほうがいいのだと思うのですけれども、会員などの意見を聞いておりますと、法人番号を追加すると、やはりそれなりに加盟店のシステム等を拡張し受入の枠をつくらなければいけないということで、時間も手間もかかるということなので、直ちにこれを追加しろというのは非常に難しいところもあつたりしますものですから、そういう意味ではこれがいずれ何かの役に立つということであれば、おいおい対応していくということは考えられるのですが、直ちにこういったものが必要なかどうかということについては、若干検討が必要なのではないかと考えておりますものですから、発言をさせていただきました。

○山本委員長　　ほかにご発言ございますか。それでは、二村委員、お願いします。次に、鈴木委員、お願いします。

○二村委員　　今の法人番号を言い出した者として、少し尻ぬぐいというか、ちゃんとご説明しないとイケないかと思っております。

まず、法人番号は、ご承知のとおり、マイナンバー法によって、各日本国内の法人等に

全て振られると。これは、日本国内で1位の番号であるだけでなく、ISOの規格に準拠したということですから、世界的にみても、国際的にみて、この法人番号をもっている者は1つというように1位に決まるという意味で、相当程度確度が高い情報になっている。これがまず法人番号があったほうがよろしいのではないかと申し上げた1点です。

その上で、それが使うことについての障害はどうなのだとすると、法人番号に関しては国税庁のサイトで公表されており、ダウンロードも可能、差分ダウンロードも可能、APIによる取得も可能という形で、非常に幅広い形で取得できるようにもう既に国で工夫されている。

もとより、各社においてシステム修正等が必要になるであろうということは理解いたしているのですが、これだけの意味をもっているものについて、使わないという選択が出てくるのがぴんとこない。つまり、1位に本当にピンポイントで決められて、疑義が生まれないというものについて、もっていることが役に立たないという理由はないと思うのです。

あとは、システムのためにどれだけの時間が必要であり、どれだけのコストが必要であり、それを執行の中でどうみていくかという話だろうと認識しております。

○山本委員長 與口委員のご発言も、省令で明示的に定めて絶対に調べなければいけないということになると、いろいろ実務的に支障が生じうるといってお話だと思いましたので、両委員のご発言は齟齬はしていないように思います。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。前払式特定取引についてなのですが、ここに書いてあることに賛成ですが、ここにも書いてありますように、冠婚葬祭互助会事業者との契約は、非常に長期にわたることが多くなっていて、寄せられる相談をみておりますと、契約書をなくしてしまったですとか、あるいは母が契約していたのでとか、親が契約していたので、契約内容がわからない。契約内容を確認する必要があるケースがみられますので、ここで契約時の十分な説明や書面交付ということが書かれているのですが、それに加えて、事後的にも契約書の再発行というのはなかなか難しいとは思いますが、契約内容の確認が迅速にできるように触れていただければと思っております。

もう一点、苦情情報の活用については、ここに書かれているとおりで、あとは実効性がいかに確保できるかということになると思いますので、イシューからアクワイアラーに、アクワイアラーが行った調査結果がイシューにフィードバックするという流れが十分に

機能することを期待しています。

それから、法律からは離れるのですけれども、国民生活センターや全国の消費生活センターでは日々相談を受けていますが、こうした日々のリアルタイムに入ってくる相談についても、カード会社にご連絡というかご相談、情報提供しておりますので、枠組みとともにそうした情報についてもぜひ積極的にご活用いただければと思っております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。では、小笠原委員、お願いいたします。

○小笠原委員 私からは、今までにない議論として、前払式の中の財務面における論点について1点だけ言及したいと思っています。

これの29ページなのですけれども、前払式というのは、葬祭業とデパート、百貨店等の友の会があるかと思うのですが、連結対象会社というご説明の中でみますと、私のイメージですと、互助会というのは葬祭業を行う会社を頂点として、いろいろなそれにかかわるサービスを営む会社が傘下にあるという形でありまして、この説明にあります友の会というのは、むしろ友の会の親会社に百貨店等が位置づけられているということで、葬祭業というのは、どちらかというところと支配するところいろいろな会社があって、その中で何かあったときに、葬祭業以外のところでグループ全体を痛めるときがあるので、連結対象会社についてもするというのが妥当だと思うのです。

友の会は、その上の親会社のところで問題が起こったときに、最終的に消費者に不利益が出てきてしまうということですので、連結対象会社といってしまうと、通常ですと連結の対象の会社なので、グループの下の傘下の会社でというニュアンスが非常に大きいものですから、連結対象会社並びにグループ内での親会社も含めたニュアンスでいかないと、友の会との文言のバランスが合わないのかなという点を1点だけ言及したいと思います。ほかの点については、非常によろしいかなと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。大変活発にご議論いただきましたが、本日も時間がなくなってしまいました。本日、幅広にご意見をいただきましたので、それを精査いたしまして、さらに報告書の改善に努めたいと思います。

本日、一番議論のございました支払可能見込額調査についての措置の記載の部分、22ページから23ページでありますけれども、藤原委員から23ページの書きぶりについて具体的

な修文のご提案がありましたので、それは参考にさせていただきたいと思っております。

また、おおむね多数のご意見は、この報告書の書きぶりで賛同いただいたと思っておりますが、一部ご懸念を示された委員もございました。尾島委員からもご質問がありましたけれども、とくに性能規定の考え方も参考に詳細な調査手続や方法を特定しない規定とする方向で改正という書きぶりが、その前の具体的な個別詳細規定の改正の記載についても非常に不安をかき立てているということもあります。性能規定といっても、セキュリティの性能規定と過剰与信防止とは性格も違いますので、の誤解や懸念が生じないように、藤原委員のご提案は十分踏まえますけれども、さらに場合によっては性能規定云々の書きぶりも少し改める。あるいは、個別ご意見や審議の経過についても書き加えるような形で修文を図ってはいかがかと考えます。

こうした対応ご不満が残ることはわかりますけれども、私は1人の委員の意見だけで取りまとめるわけにはいきません。全体の意見分布を考えますと、そのようなあたりかなと考えておりますが、具体の修文は本日、お示しすることができませんので、皆様から取りまとめをご一任いただければ、責任をもってそのようにいたします。池本委員、どうぞ。

○池本委員 池本です。申しわけありません。多数意見を踏まえて、座長がご判断されることそのものはやむを得ないかと思っておりますが、21ページの先ほど指摘したところですが、クレジットカードショッピングのマンスリーを含めた全体の推移が何の脚注もなくそのまま出ているのはミスリードではないか。可能であれば、包括クレジットの数字で出させていただきたいし、個別クレジットも同じように出させていただく必要があるのではないか。これは、報告書の取りまとめに間に合わなければ、後で別の形ででもそれと関連づけて公表していただく必要があると考えます。

○坂本商取引監督課長 かしこまりました。数字があるかどうか確認いたします。

○山本委員長 あるいは、時間が間に合わなければ、マンスリーも含めた数字である旨を注記するとか、ご意見の趣旨を可能な限り盛り込みたいと思っております。

それでは、今回も短い中、大変熱心にご討議いただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 皆様、大変ありがとうございました。本日、報告書案につきましては、さまざまご意見いただきました。本日もいただいたご意見、ご指摘を踏まえまして、必要な修正を事務局で案を用意させていただいて、山本委員長とご相談の上で確定させた

上で、委員、オブザーバーの皆様にご送付をするとともに、経済産業省のホームページに掲載させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

○山本委員長　それでは、これをもちまして第19回割賦販売小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——